

条例第 5 号

宇和島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 （略） 4 （略） （1） 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずるものとして規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第17条第1項_____において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの （2）、（3） （略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	第3条 （略） 4 （略） （1） 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずるものとして規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第17条第1項及び第18条の2第1項において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの （2）、（3） （略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員」とあるの

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるの

は「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、_____「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 (略)

は「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」_____

_____と読み替えるものとする。

5 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関す

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の宇和島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。